

# 社会福祉事業法改正に関する中間答申（第3号）

## - 「社会福祉士法」制定試案に対する意見 -

昭和47年5月14日  
全国社会福祉協議会  
社会福祉事業法改正研究委員会

はじめに

1. 本委員会は、中央社会福祉審議会職員問題専門分科会起草委員会が、昭和46年11月公表した「社会福祉士法」制定試案に対し、各都道府県社会福祉協議会ならびに業種別協議会から提出された意見をもとに総括的な検討を行ない、全国的な視野からみた共通的事項について、以下のとおり意見をとりまとめたので、ここに中間答申を提出する。

2. 専門職制度の制定は、わが国の社会福祉の将来にかかわるきわめて重大な問題である。したがって、社会福祉士法制定案が昨年未公表されて以来、各都道府県社会福祉協議会ならびに業種別協議会等各分野において、熱心に検討がすすめられているが、いずれの分野においても慎重にその作業をすすめている。したがって、現在までのところ組織的検討を経て、意見を提出してきたところは、一部の都道府県社会福祉協議会ならびに業種別協議会にとどまっている。よって、この中間答申も本試案に対する意見を中間的に取りまとめたものである。

なお、各都道府県社会福祉協議会ならびに業種別協議会から提出された意見は、全国の関係者にそのまま公表すると同時に、中央社会福祉審議会と厚生省にも提出され、これらの意見が充分反映される必要のあることを申し添える。

専門職制度早期実現の必要について

3. 社会福祉の諸施策を利用する人びとに対し、現代社会がもちうる、あらゆる能力を駆使して、

その福祉（処遇）の権利を保障することは、社会福祉事業に課せられた社会的責任といわなければならない。この責任をはたすために、こんにち解決をせまられている幾つかの重要な課題がある。社会福祉における公的責任の明確化、社会福祉施設最低基準の再検討、市区町村社会福祉協議会の法制化等、社会福祉事業法そのものにかかわる問題、あるいは、社会福祉施設の整備促進、社会福祉に対する国民の理解と参加の促進等がこれに当る。

4. こうした諸課題に加えて、いまとくに急がれているものとして社会福祉事業従事者の専門職問題がある。社会福祉に従事する職員が、専門的な教育・訓練を受け、社会福祉の利用者に対し十分な処遇を行なうこと。また、十分な処遇が行なえるよう適切な従事者が確保され、その職務にふさわしい社会的な地位と処遇が与えられることである。これら専門職制度とこれに関連する問題の解決が、わが国の社会福祉の将来にとって、根幹をなすものであることは、いうまでもない。

5. 以上のような考えにたつて、本委員会は、専門職制度の必要性とあり方について、昭和46年4月答申を行ない、そのあるべき姿を明らかにした。

今回公表された「社会福祉士法」制定試案は、本委員会が答申し、また関係者が多年にわたり要望してきた内容を取り入れ、社会福祉従事者を包括する専門職制度を単独立法として、確立しようとするものであり、この点に関し賛意を表するとともに大きな期待を寄せるものである。

6. 本試案は、関係者が多年にわたり要望してきた専門職制度を、はじめて国の段階で具体化したものである。したがって、これが公表されて以来、関係各分野で熱心な研究が行なわれているが、なにぶんにも、わが国の社会福祉の将来にかかわる重要な課題であり、慎重に検討がされている。とくに基本となる制度そのものの枠組み（一種・二種の設定、資格要件等）や保育所における幼保一元化問題とのかかわり、あるいは老人ホームにおける寮母の位置づけ等多くのことが論議になっている。

これらの諸点に関し、本委員会の考え方はすでに前述の中間答申で明らかにしたところであるが、審議会においては、本件の重要性に鑑み、さらに関係者の十分な検討とはばひろい意見の集約を行ない、わが国の社会福祉の将来を展望した的確な専門職制度が答申されるよう願うものであり、本制度が一日も早く実現することに強い期待を寄せるものである。

#### 「社会福祉士法」制定試案について

専門職制度のあり方について、本委員会の考え方はすでに答申したとおりであるが、このたびの試案に対し、都道府県社会福祉協議会ならびに業種別協議会から提出された意見をもとに共通的な事項について、意見を補足すれば次のとおりである。

#### 7.（養成、現任訓練）

専門職制度を確立していくうえで、職員の養成、現任訓練の体制を整えることは、きわめて重要な条件である。本委員会は、すでに前述の答申において、(1)社会福祉専門職員の養成を行なっている大学（大学院含む）、短期大学、養成機関に対しては、大幅な国庫補助の制度を設けること、(2)社会福祉専門職員になるため、大学（大学院含む）、短期大学あるいは養成機関に在学しているものために、特別の奨学金制度を設けること、(3)国立大学に社会福祉専門職員養成の学部あるいは学科を設置すること、を提案した。

加えて、現任訓練の必要とその体系的実施、あるいはそうした訓練を保障する体制、例えば都道府県段階でも現任訓練を実施できるように

することなどが重要である。

今回の試案は、これら養成・現任訓練の問題に関し、その構想を明らかにしていないが、この点ももりこまれるべきである。

#### 8.（経過措置）

試案によれば、資格取得のため必要な者に対しては、資格認定講習会もしくは、通信教育を行うこととしているが、制度発足の時、対象となる職種に従事しているもののうち講習等の必要な者に対しては、都道府県単位に講習会を開催するなど、受講しやすい体制をつくり、国が責任をもって行なう必要がある。この点についてもさらに明確に答申で指摘する必要がある。

#### 9.（適用職種）

(1) 社会福祉における公的事業の分野は多様化し、拡大しつつある。したがって、社会福祉士の制度が、真に公私を包括する専門職制度として確立し、機能するためには、まず国および地方自治体において、この制度が専門職制度として明確に位置づけられ、職務・処遇ともに確立したものとかなければ、全体としての社会福祉士制度そのものが、あいまいなものとなるであろう。

この点については、試案のなかでも一部ふれられているが、さらに明確に公務員制度のなかでの位置づけについて強調し、提案される必要がある。

(2) 老人福祉施設およびその他成人福祉施設において、対象者の日常生活の援護・指導を行なう寮母等の職員については、その職務内容を検討のうえ、社会福祉士として明確な位置づけがされるようさらに研究の必要がある。

(3) 社会福祉協議会の指導業務を行う職員（企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員、その他の職員）は、社会福祉士として位置づけること。

#### 10.（名称）

専門職全体の名称を「社会福祉士」と呼称することについては、従来から一致して提案されてきたところであり適当と考える。

しかし、個々の職名のなかには、職務内容の実態あるいは期待される役割に対して適当でないものもある。例えば、保母、寮母等については、明

らかに変更の必要がある。専門職制度発足の機会にこの点についても検討が加えられ、適切な職名がつけられるように配慮すべきである。

専門職制度制定に伴う関連事項について

#### 11. (身分保障)

「社会福祉士法」制定に関連して、当然その専門職員の処遇についても位置づけがされなければならない。現に社会福祉事業に従事する者にとって、また社会福祉事業の将来を考えると、この点はきわめて重要な要件である。

本試案は、この点についてふれていないが、「社会福祉士法」制定に関連して、専門職としてどのような処遇の位置づけをすべきか、身分保障の構想についても答申にぜひとも盛りこむべきである。

#### 12. (職務内容)

専門職としての内容を明確にするうえからも、制度制定に関連して必要となる各職種の職務内容について本答申においてもその大綱を示されることが望ましい。

#### 13. (養成、訓練)

養成・訓練の重要性と必要な内容については、前述のとおりであるが、関連して、次の諸点についても答申にもりこまれることが望ましい。

- (1) 社会福祉専門職員養成課程における教育内容が、現場実践と充分連繫するようにするこ

と。とくに、実習を重視すること、ならびに、実習のあり方を再検討し、その位置づけを明らかにすること。

- (2) 保育所保母の位置づけについては、前後として幼稚園との一元化問題をどう考えるかということが現場では、重要な課題となっている。養成問題に限ってみても、少なくとも基本課程は幼稚園と同一のものにすべきである。

- (3) 専門職のなかでも、とくに指導および監督、訓練などの立場にある者については、その役割・機能が充分果されるよう、高度の養成・訓練（経過措置も含む）がされる必要がある。

#### 14. (職種の範囲)

適用職種の範囲は、現行法関係の職種のみとせず、現に各分野で社会福祉事業の専門的機能を高め、処遇の向上をはかるために配置している職種等も加えること。また、今後新しい専門職が必要に応じて積極的に取り入れられるような制度のたて方とすること。

〔編集部注〕

社会福祉事業法改正研究委員会（全社協）では、市町村社協の法制化問題ならびに社会福祉専門職制度について中間答申を行ってきた。ここに掲載したものは、同委員会が中間答申第3号として、「社会福祉士法」制定試案に対する意見をとりまとめたものである。